

長 建 協 発 第**365** 号
平成24年12月**11** 日

会 員 各 位

社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

下請代金の決定にあたって公共工事設計労務単価を
参考資料として取り扱う場合の留意事項について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約における労務単価や雇用契約における労働者への支払賃金を拘束するものではなく、又、所定労働時間内8時間あたりの労務単価を設定したものであって、所定時間外の労働に対する割増賃金や現場管理費（法定福利費の事業主負担等）、一般管理費等の諸経費は含まれていないものとなっております。

つきましては、下請代金の決定にあたって、公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合は、公共工事設計労務単価の意味を十分理解のうえ、適切な取り扱いを図るよう国土交通省土地・建設産業局市場整備課長より、別添のとおり要請がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。

また、建設労働者の雇用に伴い必要となる法定福利費の事業主負担額、労務管理費、安全管理費等の企業経費を含んだ労務単価の参考公表もされておりますことを併せてお知らせ申し上げます。